

2008年6月2日

## ハートフォード生命、京都銀行で円建の 積立利率変動型個人年金保険「ソナタ」を販売開始

ハートフォード生命保険株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：デイビッド N. レベンソン、以下「ハートフォード生命」）は、本日より株式会社京都銀行（本社：京都府京都市 代表者：取締役頭取 柏原 康夫、以下「京都銀行」）において円建の積立利率変動型個人年金保険「ソナタ」の販売を開始します。これにより、京都銀行において既に取り扱われている変額個人年金保険「アダージオV3」および「アダージオ3WIN」とともに、お客様の多様なニーズにお応えすることができます。

2004年9月に販売開始された「ソナタ」は、固定利率の複利運用で資産をしっかりと増やすことができ、より安定的に運用したいというお客様のニーズにお応えします。また、一時払保険料（基本保険金額）を確保しながら、毎年一定の金額を定期的に受け取ることが可能な「自動引出」の機能を付加することで、資産を「受け取る」というお客様のニーズにもお応えする商品です。

販売金融機関	株式会社京都銀行
販売開始日	2008年6月2日（月）
販売商品の名称	積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型（円建）「ソナタ」
商品の特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>● 円建による固定利率で運用され、契約時に年金原資が確定</li><li>● 毎年一定額の運用益を受け取ることが可能な「自動引出」機能を選択可能</li><li>● 積立利率保証期間は6年・10年より選択</li><li>● 終身年金や確定年金等、様々な受取方法より選択可能</li></ul>

ハートフォード生命は2008年3月末現在、3.6兆円の特別勘定資産残高を有し、変額個人年金保険市場においてトップクラスのシェアの実績を収めています。当社は、『セカンドライフの達人』として、お客様に安心してセカンドライフを過ごしていただけるよう最適なソリューションを提供するリタイアメント・ソリューションのトップ・ブランドを目指します。

以上

積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型(円建)「ソナタ」  
円建個人年金保険のリスクと手数料について

この保険は、市場金利\*に応じた運用資産の価格変動が解約払戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約払戻金額が払込保険料を下回ることがあり、損失が生ずるおそれがあります。具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約払戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。

- \* 対象となる期間が1年のときはLIBOR[ロンドン銀行間取引金利](円)、対象となる期間が2年以上のときは金利スワップレート(円)を指標とします。ただし、LIBOR(円)または金利スワップレート(円)が消滅する等、上記指標を市場価格調整率の計算に用いることが適切でなくなった場合、ハートフォード生命は事前の予告なく変更することがあります。
- 本保険商品はハートフォード生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金等とは異なり、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- 契約時費用:ご契約の新規成立・維持等や死亡の保障等をするための費用です。ご契約時、一時払保険料に対して契約時費用率(利率保証期間6年:5%、利率保証期間10年:5%)を乗じて計算した金額が控除されます。
- 更新時費用:利率保証期間の更新時の資産残高に対して更新時費用率(更新後の利率保証期間1年:0.1%、更新後の利率保証期間6年:4%、更新後の利率保証期間10年:4%)を乗じて計算した金額が控除されます。
- 年金管理費:年金支払の管理にかかる費用です。年金の受取期間中、年金額に対して1%の割合で責任準備金から年金受取時に控除されます。

※この商品にかかる費用の合計額は、「ご契約時の費用(「契約時費用」)と「年金受取期間中の費用(「年金管理費」)」となります。また、特定のお客さまには「更新時の費用(「更新時費用」)」がかかります。

別紙: 積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型(円建)「ソナタ」の商品概要

<積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型（円建）「ソナタ」商品概要>

正式名称	積立利率変動型個人年金保険Ⅱ型（円建）									
保険料払込方法	一時払のみ									
加入年齢（被保険者）	0～満 80 歳									
基本保険金額	200 万円以上、1 円単位									
積立利率保証期間	6 年・10 年 積立利率保証期間を更新する場合は 1・6・10 年より選択									
年金支払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時金付終身年金</li> <li>・確定年金（年金支払期間 5・10・15・20 年より選択）</li> <li>・保証期間付終身年金（保証期間 5・10・15・20 年より選択）</li> <li>・保証期間付夫婦年金（保証期間 5・10・15・20 年より選択）</li> <li>・一括受取</li> </ul>									
クーリング・オフ制度 （お申し込みの撤回等）	申込者または契約者は、クーリング・オフ制度について記載した書面の交付日とお申込日のいずれか遅い日から、その日を含めて 8 日以内（消印有効）であれば、書面によりお申し込みの撤回等を行うことができます。									
契約にかかる費用	一時払保険料に対して以下の契約時費用率を乗じて計算した金額が控除されます。									
	契約時費用： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>積立利率保証期間</th> <th>契約時費用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 年</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>10 年</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table>	積立利率保証期間	契約時費用率	6 年	5%	10 年	5%			
積立利率保証期間	契約時費用率									
6 年	5%									
10 年	5%									
	利率保証期間の更新時の資産残高に対して以下の更新時費用率を乗じて計算した金額が控除されません。									
	更新時費用： <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>積立利率保証期間</th> <th>更新時費用率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>6 年</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>10 年</td> <td>4%</td> </tr> </tbody> </table>	積立利率保証期間	更新時費用率	1 年	0.1%	6 年	4%	10 年	4%	
積立利率保証期間	更新時費用率									
1 年	0.1%									
6 年	4%									
10 年	4%									
年金支払期間中および相続年金の支払期間中の費用	年金管理費：	年金額の 1 %（年金支払時に控除）								
解約・一部解約の払戻金	解約時： 解約時の資産残高×市場価格調整率* 一部解約時： 一部解約請求額×市場価格調整率*									

\*この保険は、市場金利の変化等により生ずる運用資産の時価変動を払戻金に反映させるため、解約または一部解約等の際に、所定の方法により払戻金の金額を調整します。その結果、解約時または一部解約時等の市場金利によって払戻金が増加または減少し、場合によっては一時払保険料相当額を下回る場合があります。

この保険商品のご購入の検討にあたっては、必ず生命保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。また、税金のお取り扱いについては平成 20 年 4 月現在施行中の税制によるものです。したがって、将来変更される場合がありますのでご注意ください。なお、個別の税金のお取り扱いについては、所轄の税務署等にお問い合わせください。

ハートフォードについて

フォーチュン 100 社の 1 社であるザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービスズ・グループ・インク（ニューヨーク証券取引所取引コード: **HIG**、以下「ハートフォード」）は、米国で最も由緒ある大手保険および金融サービス会社の 1 つであり、ミューチュアル・ファンドを含む投資金融商品をはじめ、各種生命保険、団体年金、団体生命保険、自動車保険、住宅保険、法人向け損害保険などを提供しています。2007 年における収入は約 259 億ドルに達しています。ハートフォードは、日本、ブラジル、英国で国際事業を展開しています。ハート

フォードに関する詳細な情報についてはウェブサイト ([www.thehartford.com](http://www.thehartford.com)) をご覧下さい。ハートフォード生命保険株式会社は、ハートフォードの日本法人です。

また、本リリースには、米国 1995 年私募証券訴訟改正法(Private Securities Litigation Reform Act of 1995)において定義されている将来の見通しに関する情報が含まれています。投資家の皆様にはこのような将来の見通しに関する情報が、当社の将来の業績を保証するものではなく、また実際の業績は大きく異なる可能性があることをご了解願います。また投資家の皆様におかれましては、当該リスクおよび不確定要素は将来の当社業績に影響を及ぼす可能性があることをご理解いただきたいと思います。このような重要なリスクおよび不確定要素には、米国証券取引法により報告が義務付けられている四半期の報告書(10-Q)や 2006 年の年次報告書(10-K)に記載されている項目が含まれます。また、当社では、本リリース発表後にその内容を更新する義務を負いません。